

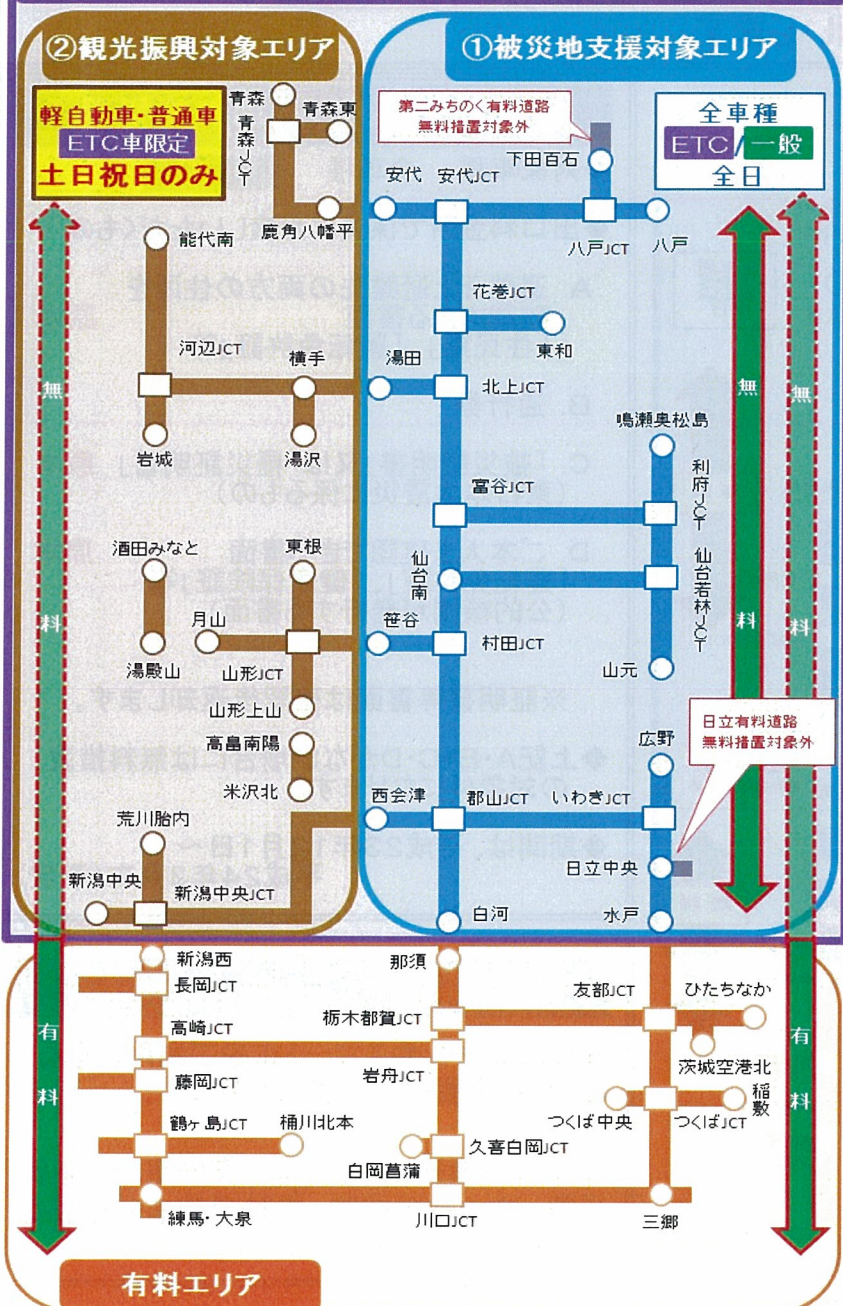
東北地方の高速道路の無料措置区間の通行方法について(1/2)
 ~ 被災地支援 ・ 観光振興 ~

平成23年12月1日(木)0時 ~ 開始

●ETC車載器をお持ちの方はETCレーンをご利用ください

●証明書等による無料措置は、対象が震災・原発事故の避難者の方
 限定です。詳しくは裏面をご覧ください。(避難先・避難元を証明する書類が必要です)

無料措置対象エリア



< 全日 >

◆全車種 ・ ETC / 一般

◆左図の①被災地支援対象エリア
 で示す区間

◆どなたでもご利用いただけます

< 土日祝日 >

◆普通車・軽自動車のみ ・ ETC車限定

◆左図の①被災地支援対象エリア と
 ②観光振興対象エリア で示す区間

注意事項

★①被災地支援、②観光振興のいずれも
 対象エリアと対象外エリアを連続で走行
 した場合、対象エリア内の走行分のみ
 無料となります。

【例】広野～三郷(普通車)

通常料金4,850円 ⇒ 無料措置適用後2,450円
 (広野～水戸まで無料になります)

★期間は、平成23年12月1日(木)～
 平成24年3月末(予定)

★複数の経路が存在するIC間では、距離が最短となる
 経路で料金計算します。
 (最短経路に無料措置対象外エリアを含む場合、無料
 になりません)

東北地方の高速道路の無料措置の通行方法について(2/2)

～ 避難者支援 ～

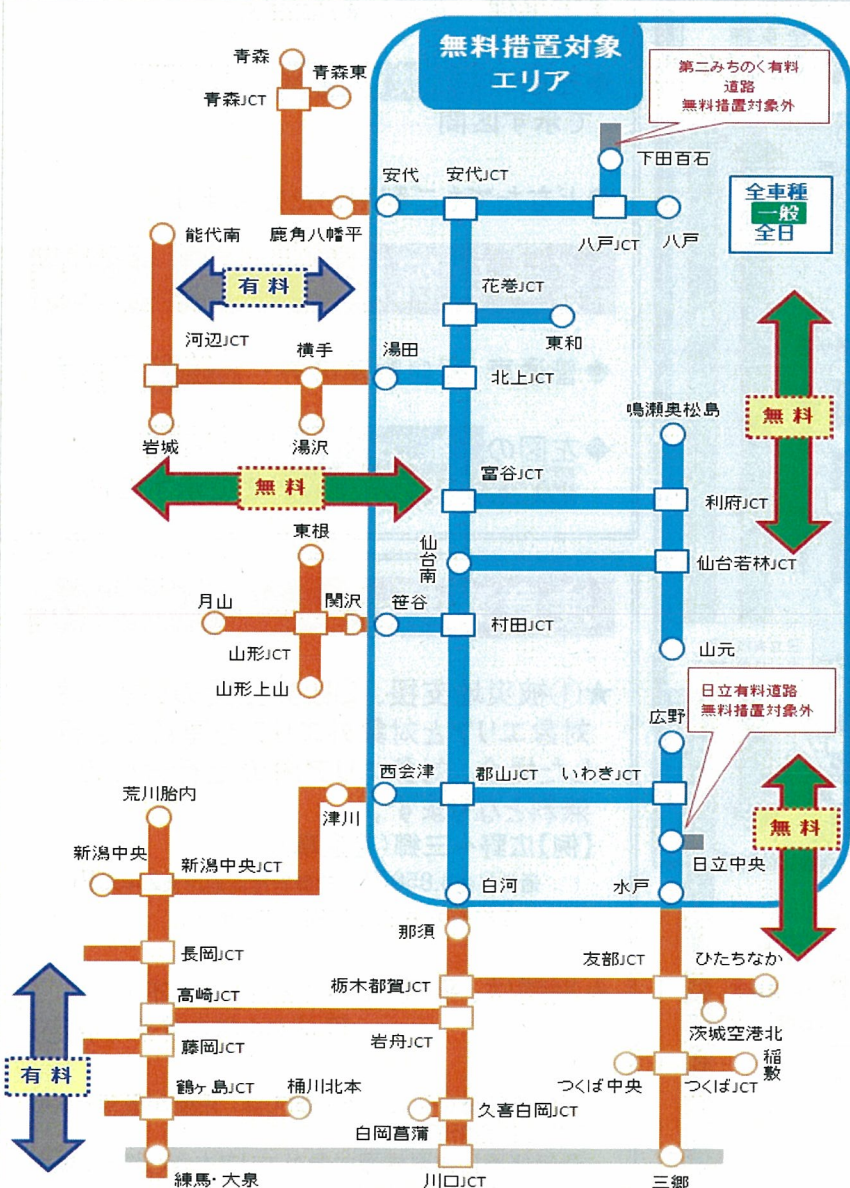
平成23年12月1日(木)0時～ 開始

- 対象は、東日本大震災・原発事故により避難元区域(※)からこの区域外に避難されている方です。
- 避難元・避難先の証明書等が必要です。

(※)避難元区域・・・青森県のうち階上町、八戸市、おいらせ町、岩手県全域、宮城県全域、福島県全域、茨城県のうち、水戸市、大洗町、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、大子町

■適用条件

- ◇下図の無料措置対象エリアのICを入口又は出口とする走行
- ◇入口料金所・出口料金所の両方で、必ず**一般レーン**をご利用ください。
- ◇あらかじめ証明書等の準備をお願いします



※東京外環道は無料措置の対象外です
※無料措置対象エリア以外のみの走行は有料です

避難者支援のための無料措置

- ◆対象車種 全車種 **一般**
- ◆出口料金所で係員にお渡しいただくもの
 - A. 避難元と避難先の両方の住所を確認できる書面「住民票」、「運転免許証」等 **原本**
 - B. 通行券
 - C. 「被災証明書」又は「罹災証明書」 **原本** (東日本大震災に係るもの)
 - D. ご本人を確認できる書面「運転免許証」、「健康保険証」等 (公的機関が発行する書面) **原本**
- ※証明書等書面は確認後返却します。
- ◆上記A・B・C・Dがない場合には無料措置の対象外になります。
- ◆期間は、平成23年12月1日～平成24年3月末(予定)

注意事項

- ★ETCレーンやスマートICをご利用になると、無料措置の対象外になります。
- ★東京外環道、首都高速、東関東道、京葉道路、流山有料道路、常陸那珂有料道路などは無料措置の対象外です。